

○国立大学法人秋田大学における民間機関等との共同研究取扱規程

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 97 号)

改正

平成 31 年 3 月 13 日一部改正

令和 2 年 10 月 14 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人秋田大学(以下「秋田大学」という。)における民間等外部の機関(以下「民間機関等」という。)との共同研究の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「共同研究」とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 秋田大学において、民間機関等から研究者及び共同研究に要する経費(以下この項において「研究経費等」という。)を受け入れて、当該民間機関等の研究者と共通の課題について共同して行う研究
 - (2) 秋田大学及び民間機関等において共通の課題について分担して行う研究で、秋田大学において、民間機関等から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受け入れて行う研究
- 2 この規程において「民間等共同研究員」とは、民間機関等において現に研究業務に従事しており、共同研究の遂行のため、在職のまま秋田大学に派遣される者をいう。
 - 3 この規程において「研究代表者」とは、当該共同研究を統括する秋田大学の役員及び職員(非常勤職員を含む。以下「役職員」という。)をいう。
 - 4 この規程において「直接経費」とは、共同研究の遂行のため、特に必要となる謝金、旅費、研究支援者等の人件費、設備費、消耗品費及び光熱水料等の直接的な経費をいい、「管理経費」とは、共同研究に関連し、直接経費以外に必要な経費をいう。
 - 5 この規程において「知的財産権」とは、「国立大学法人秋田大学発明等規程(平成 16 年規則第 49 号)」において定める知的財産権をいう。
 - 6 この規程において「部局」とは、秋田大学学則第 3 条、第 5 条及び第 8 条から第 11 条までに規定する組織及び手形地区に置かれている各課(学長及び理事を含む。)をいう。

(受入れの原則)

第 3 条 共同研究は、秋田大学の教育研究上有意義であり、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められ、かつ、優れた研究成果が期待できる場合に限り受け入れるものとする。

(受入れの条件)

第 4 条 共同研究の受入れに当たっては、次の各号に定める条件を付するものとする。

- (1) 共同研究は、民間機関等が一方的に中止することができないこと。ただし、民間機関等から中止の申し出があった場合には、民間機関等と協議の上、決定すること。

- (2) 共同研究の実施に伴い知的財産権が生じた場合には、速やかに相手方に通知し、権利等について協議すること。
 - (3) 共同研究に要する経費により取得した設備等は、秋田大学に帰属すること。
 - (4) やむを得ない理由により共同研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、秋田大学はその責を負わないこと。
 - (5) 民間機関等は、共同研究に要する経費を秋田大学が定める所定の期日までに納付すること。
- 2 前項各号に定めるもののほか、学長又は当該研究を行う部局の長(第2条第5項に規定する部局の長をいう。以下「部局長」という。)は、特に必要と認められる条件を付することができる。

(研究者の受入れ及び研究料)

第5条 秋田大学は、共同研究の遂行のために民間機関等から派遣される研究者を民間等共同研究員として受け入れるものとする。

2 民間等共同研究員の研究料は、1人について年額400,000円に消費税及び地方消費税の相当額を加えた額とする。ただし、受入れ期間が6ヶ月以内の場合は200,000円に消費税及び地方消費税の相当額を加えた額とし、月割り計算は行わない。

3 既納の研究料は、原則として返還しない。

(共同研究に要する経費)

第6条 秋田大学は、その施設・設備を秋田大学において行う共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

2 民間機関等は、前項の規定により秋田大学が負担する経費を除き、共同研究の遂行のために必要な直接経費及び管理経費の合算額を負担するものとする。

3 民間機関等は、第2条第1項第2号に規定する共同研究において、前項の経費のほか、当該民間機関等における研究に要する経費を負担するものとする。

4 管理経費は、直接経費の30パーセントに相当する額を標準とする。ただし、次に掲げる場合には、異なる額とすることができる。

(1) 管理経費が30パーセントに相当する額を超える場合

(2) 国の機関、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人又は地方公共団体からの補助金等を受けて共同研究を行う場合であって、管理経費の負担が制限されている場合

(3) 前2号のほか、次のいずれかに該当し、学長が認める場合

イ 当該研究に対する社会的要請が強く、その成果が公益の増進に著しく寄与することが期待されるもの

ロ 秋田大学の教育研究上極めて有意義であるもの

5 秋田大学は、必要に応じ、予算の範囲内において、直接経費の一部を負担することができるものとする。

(共同研究における設備等の取扱い等)

第7条 第2条第1項第2号に規定する共同研究の遂行上、民間機関等において新たに取得した設備等は、第4条第1項第3号の規定にかかわらず、当該民間機関等に帰属するものとする。

2 秋田大学は、共同研究の遂行上必要な場合は、民間機関等からその所有に係る設備を受け入れることができる。

3 研究担当者は、共同研究の遂行上必要な場合には、民間機関等の施設において研究を行うことができる。

4 研究担当者が前項の施設で研究を行う場合は、旅行命令権者は、研究用務遂行のための旅行命令を発するものとする。

(共同研究の申請)

第8条 共同研究を実施しようとする民間機関等は、国立大学法人秋田大学との共同研究申請書を、学長に提出しなければならない。

2 共同研究を実施しようとする研究代表者は、民間機関等との共同研究実施申請書を学長に提出しなければならない。

(受入れの決定)

第9条 共同研究の受入れは、研究代表者の所属する部局長の意見を聴いて、学長が決定する。

2 学長は、共同研究の受入れを決定したときは、民間機関等、研究代表者及び部局長に共同研究受入決定通知書により通知するものとする。

(共同研究契約の締結等)

第10条 学長は、受入れを決定したときは、速やかに当該民間機関等と共同研究契約書により共同研究契約を締結しなければならない。

2 学長は、共同研究契約を締結したときは、研究代表者及び部局長に共同研究契約締結通知書により通知するものとする。

(中止、延長等)

第11条 天災その他研究遂行上やむを得ない事由が生じた場合には、研究代表者は民間機関等と協議の上、共同研究の中止又は研究期間の延長等の変更について、部局長を経由し学長に共同研究変更申請書により申し出るものとする。

2 学長は、前項の申出がやむを得ないと認めるときは、変更を決定し、民間機関等、研究代表者及び部局長に共同研究変更決定通知書により通知するものとする。

(共同研究契約の変更等)

第12条 学長は、共同研究の変更を決定したときは、速やかに当該民間機関等と共同研究の変更契約を締結しなければならない。

2 前項の変更契約は、学長と民間機関等が協議し、定めるところによる。

3 学長は、前項の契約を締結したときは、研究代表者及び部局長に共同研究契約済通知書により通知するものとする。

(共同研究の完了又は中止に伴う経費等の取扱い)

第13条 共同研究を完了し、若しくは共同研究を中止し、又はその期間を変更した場合において、民間機関等から納付された共同研究に要する経費の額に不用が生じたときは、民間機関等の請求により不用となった額を返還するものとする。この場合において、第7条第2項の設備があるときは、研究の完了又は中止の時点の状態ですぐに当該設備の返還を行うものとする。

(共同研究の完了報告等)

第14条 研究代表者は、共同研究が完了したときは、共同研究完了報告書により、遅滞なく部局長を経由して学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、速やかに民間機関等に共同研究完了通知書によりその旨を通知するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第15条 共同研究の結果生じた知的財産権の取扱いについては、国立大学法人秋田大学発明等規程に定めるもののほか、第10条に規定する共同研究契約書により定めるものとする。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な事項及び申請書等必要な各種様式は、学長が別に定める。ただし、共同研究の受入れに係る目的及び条件等の審議については、部局長の定めによるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 5 月 21 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 13 日一部改正)

- 1 この規程は、平成 31 年 3 月 13 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に受け入れている共同研究の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 10 月 14 日一部改正)

- 1 この規程は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる共同研究に係る管理経費は、改正後の第 6 条第 4 項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
 - (1) この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに共同研究を開始していたもの
 - (2) 施行日の前日までに第 8 条又は第 11 条に規定する共同研究の申請が行われ、施行日以後に共同研究が開始されるもの
 - (3) 第 1 号に掲げる共同研究であって、当該共同研究の研究期間を施行日以降初めて延長するもの(延長する期間の開始日が令和 4 年 3 月 31 日までのものに限る。)